令和8年11月9日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆7638425

週刊 税のしるべ

第3721号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ ２０２６年

主な記事

国税庁が課税部長会議を開催……２面
秋の叙勲、税務関係は44人が受章……３面
国税庁の幹部に聞く
藤﨑審議官（酒税等担当）……４面

租税回避の指南役に対する規制等が必要

政府税調が専門家会合

義務的開示制度の整備

業務独占の範囲明確化なども

政府税制調査会（翁百合会長）は4日、財務省内で第6回の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合を開き、前回の会合（10月26日号1面参照）を踏まえた、租税回避等への対応における検討の方向性（案）、ＡＬＬｅ-Ｔａｘ推進に向けた今後の取組方針などについて議論した。租税回避等への対応では、業務独占の対象となる税理士行為の範囲の明確化などを検討課題として挙げている。

会合では、租税回避は課税の公平性や税に対する国民の信頼を損なうもので、それを取り締まるためのコストなど、社会的な損失ももたらしているとの問題意識が提起された。また、租税回避を指南するプロモーターの存在により、その利用が拡大しているとみられることも明らかとなり、前回の会合ではその事例が紹介されている。こうした状況は、中長期的に納税意識に影響を及ぼすことが懸念されるとして、今後、租税回避問題に係る基本的な考え方について、共通理解の形成に努めつつ、租税回避の把握やプロモーター（指南役）に係る規制等の制度面・執行の対応について、速やかに、具体的な検討を進める必要があるとしている。

この点、具体的な検討課題として当局からは、①業務独占の対象となる税理士行為の範囲の明確化、②税理士や金融機関等のタックス・プランニングに関する行動規範、③租税回避行為に対する国税当局の注意喚起や、当局が問題視しているスキームの公表など、国税当局による租税回避に関する情報発信の強化、④税務当局が租税回避スキームやその利用者を早期かつ網羅的に把握する仕組み（義務的開示制度など）の整備、⑤租税回避スキームの組成・販売等を行うプロモーター（指南役）に対する規制・ペナルティ（上記の開示制度などに関連した義務を含む）などが示され、出席した委員からは賛同する意見が出された。

このうちのタックス・プランニングに関しては、「会員は、特定のタックス・プランニングを制限または禁止する法令等（租税回避否認規定と呼ばれる場合がある法令等を含む）が制定されている場合、タックス・プランニング業務を提供する際に、これらの法令等を理解し、依頼人がそれらを遵守するよう助言しなければならない」との日本公認会計士協会「倫理規則」が紹介された。

一方、ＡＬＬｅ-Ｔａｘに関しては（同1面参照）、中小企業や税理士関与のない法人は、ＡＬＬｅ-Ｔａｘの普及が進んでおらず、財務諸表データの送信に当たり、会計ソフトと税務（申告）ソフトの互換性の問題をクリアする必要がある。

そこで、今年12月を目途に、ソフトの互換性の問題により、ＡＬＬｅ-Ｔａｘが実現していない法人向けに、会計ソフト等から出力された財務諸表データについて、同データの内容をコピー&ペーストし、その後は、簡単なボタン操作によりｅ-Ｔａｘ提出用のＣＳＶデータを自動作成できる「簡易版ＣＳＶ標準フォーム」を作成・公開することが国税庁から報告された。

今後、利用者のニーズを踏まえ、さらなる利便性向上の検討を進めることとしている。

有識者会議は停止 党税調が白地で議論

片山財務相が答弁 取引相場のない株式評価

4日開催の衆院財務金融委員会で片山さつき財務相は、国税庁が開催している取引相場のない株式の評価に関する有識者会議について、「会議自体が法定された審議会ではなく、この議論をもとに現時点で何らかの結論や見直しの方向性が決まっているということはない。これまでゼロベースで検討と総理も私も申し上げてきたが、今後の検討に当たっても、国税庁の有識者会議の議論はいったん停止し、党税調で国税庁が有識者会議で示した案を前提とすることなく白地で議論をしていただく」と述べた。自民党の金子容三議員からの質問に答えた。同会議は4月以降、月1回ペースで開催されてきたが、9月16日以降は開催されていない。

これに先立ち、自民党の日本成長戦略本部（本部長＝岸田文雄元首相）が10月29日、「非上場株式の評価等を含めた成長志向型の相続税のあり方に関する緊急決議」を取りまとめた。

同決議では、国税庁が有識者会議で示した案（残余利益方式）について、官民連携による成長投資を通じて強い経済を作っていくという政府と党で議論を積み重ねてきた成長の方向性と平仄があっているとはいえず、容認することはできないと指摘。同評価の見直しをゼロベースで検討するとしても、国税庁の評価見直し案が具体的な議論の俎上に残る限り、企業は税負担が大幅に増加するのではないかという懸念を払拭できず、現行案を検討の前提とせず白地から議論を行うことを求めている。

その上で、同評価見直しと令和9年末に適用期限を迎える事業承継税制の特例措置とは切り分けて検討し、事業承継税制については期限後も中小企業の事業承継加速の観点から必要な措置が講じられるよう適切に対応すべきとしている。

飲食料品の消費税率引下げ

国税庁がオンライン説明会

11月18日と26日

国税庁は４日、飲食料品に係る２年間の消費税率引下げに関するオンライン説明会を開催することを発表した。同日に説明会のサイトが開設されている。

開催日時は同日時点で、11月18日の11時と15時、11月26日の11時と15時の計４回で、各回とも45分程度となっている。同サイトで申し込みを受け付けており、定員は各日程で先着200人。参加費は無料、誰でも参加可能となっている。なお、説明会はＺｏｏｍを使用して配信される。

また、免税事業者向けの説明会も開催予定となっている。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない
電子版独自の記事や速報ニュース、
電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形１丁目14番１号（財協ビル）

令和8年版
中村慈美 監修／曙橋税法研究会 編著
図解 中小企業税制
●中小法人、中小企業者、みなし大企業等の定義と範囲について、図表を交えて分かりやすく解説し、その判定方法をフローチャートで示しながら、個別制度について、適用要件の詳細や実務上の誤りやすい留意点を解説し、各種別表・付表の記載例を具体的事例に基づいて示しています。令和8年度税制改正等を織り込み、最新の情報で改訂。
▼B5判・560頁・定価3630円（税込）

令和8年改訂版
高野弘美・黒田治彦 共著
Q&A 不動産所得をめぐる税務
●税務実務に関する専門家をはじめ新たに不動産貸付けに関わりを持つ方々まで幅広く不動産所得をご理解頂けるよう、基本的な事柄から近年多く見受けられる最新の事例までを網羅しQ&A形式（210事例）によりわかりやすく解説。前版（令和4年10月刊）以降の改正及び実務で遭遇する種々の事例を新たに収録。
▼A5判・560頁・定価3630円（税込）

令和8年12月改訂版
小田 満 著
金融商品種類別の所得税の要点解説
●金融商品に係る所得の課税関係について、利子・配当・譲渡・雑などの所得区分、源泉分離・総合・申告分離課税などの課税方式を図表に整理して、金融商品の種類別に、最新の解説による決定版ガイド。今版では令和8年税制改正における「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の末成年への拡充（こどもＮＩＳＡの新設）」と「暗号資産の申告分離課税化」等の改正事項について解説を追加。
▼A5判・460頁・定価3190円（税込）

令和8年改訂版
香取 稔 編著
相続税重要項目詳解
●「相続税」及び相続税の補完税といわれる「贈与税」について、重要項目を選び、現行の仕組みや考え方を民法や裁判例等を多数引用して解説。「納税義務者」、「課税財産」、「財産評価」、「小規模宅地等の特例」、「債務控除」、「税額計算」、「申告及び更正の請求」等に至るまで、体系的に、項目ごとに関連する多数の質疑事例を設け、その理解がより深まるよう構成。税法等の解釈の根拠を明確にすることを基本理念として編纂された実務書。
▼A5判・760頁・定価5170円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オフィシャルサイト

2026 11月号 No.45 11月20日発売!!【年4回発行】
株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
資産承継
★11月号の特集★
資産承継研究会 個別通達
「貸付用不動産の評価について（案）」の検討
▼B5判・フルカラー・180頁・定価1500円（税込）
■年4回季刊20日発行（2・5・8・11月）年間購読料6000円（税込）
2026年11月号 No.45

AI等活用し効果的に資料作成

課税部長会議　コンプライアンス確保など確認

国税庁は10月13、14日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局課税（第一・第二）部長会議を開催した。会議では、「課税部における税務コンプライアンスの確保・向上に向けた取組み」「租税回避への総合的な対応方針」「令和8年分確定申告に向けた取組み等」について議論した。

国税組織は現在、GSSが導入のほか、センター化の全署拡大やKSK2への移行など、大規模な環境変化を迎えている。

こうした中、納税者の適正申告に向けた「税務コンプライアンスの確保・向上」をより一層推進するために取り組むべき事項として、①AIやGSSの活用等による効率化・高度化、②最適な運営手法・体制のあり方、③調査日数の短期化など的確な進行管理の実施による適正な事務量投下、④センターからの移管事務量の最適配分を挙げ、各局の取組状況も踏まえ今後の方針を議論した。

①の具体例としては、プライムドライブ（オンラインストレージサービス）を活用し、実地調査前に調査対象者から帳簿を事前取得し質問事項をあらかじめ絞った効率的な調査の実施や、生成AIを活用した効率的な調査資料の作成などが挙げられる。また、②の最適な運営手法・体制では、従来は署ごとに調査選定を行っているが、管轄にこだわらずエリアで見て調査優先度の高い事案に着手していく取組みについて検討した。

次に、「租税回避への総合的な対応」では、専担部署の設置等により対応を強化してきたが、プロモーターが商品化し販売するスキーム利用の急速な拡大等を踏まえ、「スキーム情報の把握・分析」「調査による是正」「税制改正意見書の提出」「スキームのけん制」といった各段階において、制度面と運用面の両面から対応を強化していく方針だ。

会議では、7事務年度の租税回避スキームへの対応に係る取組状況等を同庁が説明するとともに、税制改正の提案など制度面を含めた対応策について意見を交換。また、スキーム情報の把握・分析や調査による是正などの運用面においては、調査のノウハウや知見を蓄積し、組織で共有していくための組織内の連携・サポート体制等のあり方について、各局が考えを述べた。

「8年分確定申告に向けた取組み等」では、来年の8年分確定申告での取組方針や、環境変化を踏まえた効率的な確定申告体制・確定申告期の事務運営について話し合った。

来場者は今後も減少が見込まれる一方、一定層の来場者については、連年来署している状況にあることから、今後の相談体制や相談方式について検討。

これまでスマホを基本とした会場運営を行ってきたが、同庁が、「来場者の属性（年代、スマホ保有、本人意思など）に応じて、スマホとパソコンを使い分ける申告相談体制にシフトすることで一層の効率化を図る」とする案を示し、この案についての考えを各局が意見した。

また、今後、e-Tax利用者の拡大や来署者数の減少傾向を踏まえて、全署センター化やKSK2導入も見据えながら確定申告事務の効率化を進めることで創出された事務量を有効活用し、確定申告期間中も調査や徴収といった外部事務量の最大化を図っていくことを確認。また、確定申告期もコンプライアンス向上策推進のためには、どのような調査運営や処理体制が必要であるか議論を行った。

八面鏡

米国の中間選挙で野党・民主党が上院、下院ともに多数派を獲得。トランプ大統領を支える与党・共和党は敗北した。米国の中間選挙は現職大統領の政策等に対する信任投票の意味合いを持つとされる。そうした意味で、これまで2年間のトランプ政権の政策等に米国民が「NO」を突きつけた格好となる★過去、多くの中間選挙で現職大統領の所属政党は議席を減らしており、与党が敗れることは珍しくない。それだけ国民に支持される政策の実現が難しいということだろう★翻って、日本では、法案が審議中であるものの、来年4月から飲食料品の消費税率が引き下げられる予定となっている。税率引下げには賛否さまざまな声がある。インフレも落ち着く気配はない。次の国政選挙で国民は政権にどのような審判を下すのだろうか。（Z）

100万円基準を200万円に

美術品等　減価償却資産の判定で通達案パブコメ

国税庁は10月30日、法人税基本通達の一部改正案と所得税基本通達の一部改正案をそれぞれ公表し、意見募集（パブリックコメント）を開始した。パブコメは11月28日まで。いずれも美術品等についての減価償却資産の判定に係る内容で、取得価額が1点100万円未満のもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く）を減価償却資産と取扱うとしている点を、同200万円未満へと改めることなどが柱となっている。

現行の同100万円未満とする金額基準は平成27年から適用されている。今回、この基準額を引き上げる。

同時に、減価償却資産に該当しないこととされている「時の経過によりその価値の減少しない資産」として取り扱う美術品等として、①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値を有し、代替性のないもの、②①以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）としている点につき、②の1点100万円以上を同200万円以上に改める。

なお、改正後の取扱いは令和9年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については従前の例によるなどとしている。

中小企業のM&A検定試験を初実施　来年1月に

中小企業庁は10月30日、令和9年1月に8年度中小企業M&A実務能力・倫理検定試験を初めて実施すると発表した。9年1月28、29、30日の3日間のうち任意の日を選択し、1日のみ受検可能となる。近く具体的な受検申込み方法等を記載した受検案内を公表する予定。

受検料など詳細はまだ明らかになっていないが、全国約170の試験会場で受検可能な点、試験時間は120分、出題形式は多肢選択式（四肢択一）、出題数は全60問程度であることなどが明らかにされた。また、年齢、学歴等に関係なく誰でも受験できる。

中小M&A支援者の同支援に関する個人の能力・倫理観に着目し、知識・スキル等の底上げを図るための新たな施策として検定試験を実施する。なお、本検定試験の合格は既存の業法に基づく独占業務の実施を可能とするものではないため、合格者が実務を行う上では、業法に基づく独占業務（弁護士、公認会計士、税理士等の士業のみができる業務）に抵触しないよう留意を要するとしている。

6.9%増の4兆5706億円　法人税が大幅増　9月税収

財務省は2日、9月の税収実績をまとめた。

同月分税収は、前年同月比6・9%増の4兆5706億円、同月末累計も、同12・2%増の23兆7813億円と増加した。

税目別にみると、所得税の源泉徴収分は、同11・6%増の1兆4703億円と増加。申告分と合わせた所得税全体は、同11・9%増の1兆5073億円だった。

法人税は、9月30日が初回の申告期限だった「グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール」により同20・7%増の4084億円と大きく増加した。

消費税は、同8・4%増の1兆7871億円と増加し、相続税は、同0・2%増の3055億円で前年とほぼ同じだった。

このほか、7月に税額を1000円から3000円へ引き上げた国際観光旅客税が、43・1%増の66億4500万円と大幅に増加している。



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリ・バイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業　他

株式会社 マルエイ
代表取締役会長　澤田栄一
代表取締役社長　澤田　正
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1　TEL：058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

MARUTA
新しい物流サービスを創造していく
servise creation
丸太運輸株式会社

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL.
052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町２２番２０号
TEL(052)872-3311
FAX(052)871-1531
URL http://maruta.co.jp

給食をもっと楽しく
食卓をもっと笑顔に
飲むヨーグルトの定番！　アシドミルクPLUS
給食でおなじみ　スタンダードヨーグルト　コアコア
アレルゲン28品目不使用　国産みかんゼリー
愛知ヨーク株式会社

本社工場	愛知県小牧市大字間々原新田字中島500	☎0568-77-3141
名古屋センター	愛知県名古屋市名東区よもぎ台1-1101	☎052-773-4911
小牧センター	愛知県小牧市大字間々原新田字中島500	☎0568-71-4911
四日市営業所	三重県四日市市日永東2-1871	☎059-347-4911
三河センター	愛知県豊川市小坂井町宮下77-1	☎0533-95-4911
福岡営業所	福岡県大野城市御笠川3-4-15	☎092-503-2151
熊本営業所	熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847	☎096-357-4911
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9	☎099-283-3441
北陸営業所	石川県金沢市千木1-85	☎076-257-3565
関東営業所	東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 天翔神田駅前ビル6F607	☎03-3526-3141
岐阜営業所	岐阜県瑞穂市野白新田31-7	☎058-260-4911
京都営業所	大阪府茨木市横江1-2-15	☎072-634-4911
長野営業所	長野県伊那市御園2	☎0265-76-4939

税務関係は44人が受章

8年 秋の叙勲を3日に発表

政府は3日、秋の叙勲を発表した。税務関係の受章者は44人だった。受章者は次の通り（敬称略）。

≪税務行政事務功労≫

瑞宝中綬章　伊藤誠（70）元国税庁徴収部長、東京都練馬区▽木原隆司（70）元関東信越国税不服審判所長、東京都練馬区▽杉江潤（70）元東京国税局長、東京都杉並区▽髙野信彦（70）元熊本国税局長、東京都小金井市

瑞宝小綬章　浅見清美（71）元長野税務署長、埼玉県志木市▽足立治男（70）元広島国税局徴収部長、島根県安来市▽安樂恒樹（70）元東京国税局課税第二部長、東京都目黒区▽池田健康（70）元仙台国税不服審判所長、東京都杉並区▽井村一明（70）元金沢国税局徴収部長、石川県白山市▽緒方秀之（70）元下京税務署長、神戸市▽小川春海（70）元関東信越国税局課税第二部長、さいたま市▽小山洋（70）元仙台国税局徴収部長、宮城県宮城郡▽金森勝（70）元渋谷税務署長、東京都目黒区▽北野吉幸（70）元仙台国税局調査査察部長、仙台市▽北林隆明（71）元板橋税務署長、千葉県柏市▽北山昇（70）元高松国税局調査査察部長、香川県坂出市▽木村保（70）元浦和税務署長、埼玉県越谷市▽久保修（70）元札幌国税局徴収部長、札幌市▽河野通法（70）元熊本国税局課税部長、鹿児島市▽近藤耕市（72）元小牧税務署長、愛知県刈谷市▽斎藤敏春（70）元仙台北税務署長、福島県郡山市▽坂信明（70）元札幌国税局課税第一部長、札幌市▽佐々木清道（70）元麹町税務署長、千葉市▽末継秀隆（70）元福岡税務署長、福岡県糟屋郡▽谷口正樹（70）元日本橋税務署長、東京都練馬区▽塚本浩二（70）元千葉東税務署長、千葉県四街道市▽長田洋介（71）元熊本西税務署長、熊本県上益城郡▽野本秀正（70）元東京国税局課税第二部鑑定官室長、東京都台東区▽林周三（70）元神戸税務署長、大阪府豊中市▽山嵜正雄（70）元東京税務署長、京都府木津川市▽山下栄一（70）元東大阪税務署長、大阪府枚方市▽横山泰三（70）元大阪国税局徴収部長、大阪府箕面市▽横山不二夫（70）元関東信越国税局徴収部長、埼玉県戸田市▽吉村文男（70）元昭和税務署長、愛知県犬山市

≪納税功労≫

旭日小綬章　恩田忠治（77）（一社）千葉県青色申告会連合会会長、千葉県松戸市▽牧田泰博（78）元鳥取県青色申告会連合会会長、鳥取県倉吉市▽山口清一（73）宮崎県間税会連合会会長、宮崎市

旭日双光章　小山ミヨ（85）宮城県間税会連合会副会長、仙台市▽髙野孫左エ門（70）元（一社）山梨県法人会連合会会長、甲府市▽富岡篤美（70）静岡県青色申告会連合会副会長、静岡県熱海市▽仲間綾子（76）沖縄県青色申告会連合会副会長、沖縄県中頭郡▽松本義成（70）長崎県納税貯蓄組合連合会副会長、長崎県島原市

≪酒類業振興功労≫

旭日中綬章　吉田精孝（75）全国小売酒販組合中央会会長、東京都大田区

≪税理士功労≫

旭日小綬章　三神治彦（74）元日本税理士会連合会常務理事、甲府市

若い世代が社会と税を考える取組みを実施

国税庁広報広聴室室長
門脇（かどわき）　瞬有（しゅんゆう）さん



11日から、「これからの社会に向かって」をテーマに「税を考える週間」が始まる。

「特に若い世代の人たちに、社会と税の関わりを自分ごととして考え、理解してもらうきっかけとなるような取組みを実施します。特集ページを開設していますので、ぜひご覧ください」とURLの二次元コードのパネルを手にPR。

国税庁広報大使の日本サッカー協会（JFA）との連携を強化し、サッカー教室での租税教育イベントを開催しているほか、「今回から特集ページに、JFAと共同制作した税金クイズを新たに掲載し、単調な構成にならないようクイズ形式の構成にしています」と工夫を重ねている。

泰然自若とし、常に自然体な人柄だ。専門分野にとどまらない豊富な知識と引き出しの多さで、会話のたびに発見がある。

これまで他省庁や経済団体などとの折衝に当たる役回りが多く、その経験から、「利害を異にする相手の意見に耳を傾けること」を意識しているという。

プライベートでは、種から果樹などを育てることにチャレンジしており、「失敗も多いですが、もし果実が実ったら職場の皆さんを誘って『収穫祭』と称した懇親会を開きたい」と野望を語っていた。

昭和46年、宮城県生まれ。平成10年国税庁入庁。55歳。（沢）

e-Taxかたる偽メールに注意

国税庁　9月下旬以降に問い合わせ急増

国税庁やｅ－Ｔａｘをかたり、還付手続や納税が必要であるかのように見せかけて、アプリのダウンロードやリンクのクリックなどを促す偽メールが多数確認されているとして、同庁が注意を呼びかけている。特に９月下旬以降、偽メールに関する問い合わせが急増しているという。

偽メールは、件名に【至急】【確認】【警告】などと記載し、「還付金がある」「未納税額がある」「申告漏れの可能性がある」「ｅ－Ｔａｘのパスワードの変更が必要である」などとするものが多い。しかし、ｅ－Ｔａｘなどからメールで還付手続の案内や納税を求めることはなく、また、アプリのダウンロードやファイルを添付することはないとしている。

アプリのダウンロード、リンクのクリック、添付ファイルの開封などを行うと、情報を抜き取られたり、詐欺やウイルス感染などの被害を受けるおそれがあるため、注意したい。

メールの送信元に表示される名称は、送信者が設定できるため「国税庁」「ｅ－Ｔａｘ」などの表示名であっても、表示名のみで正当なメールだと判断せず、送信元表記を開いて、送信アドレスを確認してくださいとしている。

送信元表記：e-Tax（国税電子申告・納税システム）〈info@e-tax.nta.go.jp〉

全国大学会計人会サミットを開催

関西学院が主催

第28回全国大学会計人会サミットが10月24日、幹事校の関西学院大学ＯＢで組織される関西学院会計人会（吉栖照美会長）の主催により、ホテル阪急インターナショナルで開催された＝写真。



当日は全国19大学から約１００人が参加。来賓として日本税理士会連合会の太田直樹会長、日本公認会計士協会の南成人会長、近畿税理士会の石原健次会長があいさつした。

サミット会議では第１部「会計人の現状と未来」をテーマに、関西学院大学商学部の吉川晃史教授の司会の下、同学部の阪智香教授、会計専門職の長谷川真也氏、原賢治氏、同大の学生・大学院生２人によるトークセッションが行われた。

第２部は各大学会計人会の参加者が、テーブルごとにグループワークセッションを行い、会計人の社会的役割やＡＩをどう使いこなすかなど、活発な意見を発表した。

最後に「私たち職業会計人は、これから会計・税務の実務世界に著しく展開されるＡＩに積極的に対応することを宣言する」など、６つのサミット宣言があった。

企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人　東京法人会連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号　全法連会館3階
TEL03-3357-0771
https://www.tohoren.or.jp

従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員１人につき月額１口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TTK 公益財団法人　東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号　全法連会館3階
TEL03-3357-1641
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

国税庁の幹部に聞く

審議官（酒税等担当）

藤﨑雄二郎

ふじさき・ゆうじろう　平成7年大蔵省（現財務省）入省、令和2年主計局主計官（国土交通、公共事業総括係担当）、3年主計局法規課長、4年理財局国有財産企画課長、5年理財局総務課長、6年大臣官房審議官兼総合政策課長、7年7月から現職。



9年1月からは"源泉徴収票のみなし提出の特例"が開始

税務行政のDXを着実に推進

――税務行政のDXについて、本事務年度の方針をお聞かせください。

国税庁は、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」の観点から、税務行政のDXを更に前に進めていくこととしています。

「納税者の利便性の向上」については、スマートフォンなどの日常使い慣れたツールから、簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築し、オンライン手続の利用を推進することで「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に取り組んでいます。

具体的には、マイナポータルを通じて所得税確定申告や年末調整に必要となるデータを一括取得し、各申告書の該当項目に自動入力する機能である「マイナポータル連携」の利用拡大に向けて、操作性の改善とともに対象データの拡充を進めています。給与情報や医療費通知情報、ふるさと納税の寄附金情報のほか、生命保険・損害保険の一時金・年金等に係る支払調書情報やふるさと納税以外の一部の寄附金控除に係る情報も対象となっています。

令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出した場合に、税務署への源泉徴収票の提出が不要となる「源泉徴収票のみなし提出の特例」が開始されます。事業者の方が給与支払報告書をeLTAXによりオンラインで提出することで、従業員の方が確定申告書を作成する際には、マイナポータル連携を利用して給与支払報告書の情報を自動入力することが可能となり、より簡単・便利に申告手続を行うことができます。さらに、事業者の皆様においても、eLTAXを利用することで複数の市区町村への提出を一括で行うことができるため、事務負担の軽減につながります。

納税者の利便性の更なる向上を図るため、AIの活用にも取り組んでいます。納税者の方が、税に関する情報にアクセスしやすい環境を整備するため、生成AIを活用して回答を行うチャットボットの検討を進めており、セキュリティリスクやハルシネーションリスクにも十分留意しながら、AI活用の効果を最大限引き出していきたいと考えています。また、課税・徴収事務においても、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者ごとの最適な接触方法の予測にAIを活用しており、さらなる効率化・高度化に取り組んでいます。

「事業者のデジタル化促進」については、事業者の方が、税務手続のデジタル化とあわせて、日頃行うバックオフィス業務について一貫してデジタルで処理することにより、生産性の向上や経営の高度化に繋がることが期待されますので、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の実現に取り組んでいます。

デジタルシームレスの実現に向けては、特に、デジタルインボイスの周知・広報に力を入れており、令和8年度改正において、デジタルインボイス導入のインセンティブとなる青色申告特別控除の引上げ（65万円↓75万円）が行われたことから、関係団体等の皆様とも連携・協力し、本税制改正を契機とした周知・広報に取り組むこととしています。

国税庁としては、税務行政のDXを着実に推進することで、納税者の利便性向上に加え、課税・徴収事務の効率化・高度化をさらに進めていくとともに、事業者のデジタル化や社会全体のDXの推進にも貢献していきたいと考えています。

――酒税行政の取組についてお聞かせください。

国税庁は、酒類業の所管官庁として、「酒類業の健全な発達」に取り組んでいます。

まず、令和7年の日本産酒類の輸出金額は、1495億円（対前年比11・8％増）となり、過去最高となりました。他方で、中東情勢の影響による渡航費の高騰等により、従来と同じように海外販路開拓を行うことが難しい事業者も出てくるなど、輸出拡大に向けた課題もあり、今後とも、酒類事業者の皆様の声に耳を傾けながら、日本産酒類の更なる輸出促進に取り組んでいきます。

7年の酒類輸出は過去最高に、中東情勢の影響等で拡大には課題も

日本産酒類の一層の輸出拡大のため、輸出先の多角化を含む海外販路拡大、商品の高付加価値化のための取組及び酒蔵ツーリズムの取組を支援するとともに、認知度向上のためのPRイベントの実施、地理的表示（GI）の普及・活用の推進、国際交渉を通じた輸出環境整備などに取り組んでいます。

さらに、令和6年12月に、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを追い風に、日本産酒類の魅力訴求の取組を引き続き推進しているところです。

他方で、足下では日本酒等の原料米の不足と価格の変動という課題への対応も必要です。国税庁としては、酒米の安定的な調達に向けて、酒造組合等が実施する酒蔵と酒米農家との連携強化等の事業を支援するとともに、引き続き、関係省庁等とも連携しながら、酒蔵の皆様が安心して酒造りを行えるよう支援を行っていきます。

このほか、酒類の特殊性を踏まえ、公正な取引環境の整備や20歳未満の方の飲酒防止の取組推進など、酒類業を取り巻く諸課題に対してきめ細かく対応し、国税庁の重要な任務の一つである酒類業の健全な発達を進めていきたいと考えています。

私たちにしか出来ないものをカタチに
事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売
テクノエクセル株式会社
〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121（代表）

地域に拓き、貢献する
優良企業

精麦・精米・倉庫業（精麦部）
太平洋セメント株式会社特約店（建材部）
出光昭和シェル特約店（石油部）
アストモスエネルギー株式会社特約店（ガス部）
陸運局長指定自動車整備工場（自動車整備部）
阿部精麦株式会社
代表取締役　阿部一郎
本社　新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141㈹ FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143㈹ FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168㈹ FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141㈹ FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985㈹ FAX 0256(52)3012

続 傍流の正論 税相を斬る 113

■弁護士・税理士　品川　芳宣

後発事由②

相続税法22条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によ」ると定めている。そして、評価通達1(2)は、時価の意義につき、「時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日〈略〉）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定めている。また、評価通達1(3)は、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めている。

これらの規定のうち、相続税法22条にいう「当該財産の取得の時」及び評価通達1(2)にいう「課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日」は、いずれも、国税通則法15条2項が定める「納税義務の成立のとき」である。そして、このように成立した納税義務は原則として、贈与税又は相続税のそれぞれの法定申告期限内に申告書を提出することによって納付税額が確定する。そのことは、前回述べた所得税や法人税と同じである。

問題は、「納税義務の成立の時」（課税時期）後の後発事由について、財産評価の場合も、前回述べた所得税や法人税のように後発事由について弾力的に解されるかである。この点、前述のように、評価通達1(3)が、「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めているわけであるから、一層弾力的に取り扱われてもよさそうなものである。ところが、現実の評価実務や争訟段階においては、後発事由は極めて硬直的に考えられている。

例えば、東京地裁令和5年8月31日判決の事案では、会社のオーナーがその会社に6036万円を貸付けたまま死亡した場合に、相続税の法定申告期限内にその会社を清算して1405万円しか回収できなかったので、その貸付金の時価を1405万円と評価して申告したところ、評価通達どおり6036万円とする課税処分が行われ、その適否につき、評価通達204及び205の合理性のみを強調して、その課税処分を適法と認めている。

会社のオーナーがその会社に資金を貸すときは、通常、その会社の経営が行き詰った場合が多いので、そのオーナーの死亡後その会社を清算する場合が多いが、その清算によって回収した金額こそ課税時期の「時価」と考えることができる。しかし、このような場合に、清算という後発事由はほとんど考慮されることがないのが現実である。

また、令和8年4月21日裁決（未公表）の事案では、会社のオーナーであった者が死亡した場合に、相続人らが、その会社の株式（取引相場のない株式）の価額を評価通達の定めによって670億円と評価して相続税の申告をしたものの、法定申告期限内にその株式が第三者に対し610億円でしか売れなかったので、その金額で更正の請求をしたものの、結局、その更正の請求は認められることはなかった。

この裁決の主な理由は、取引相場のない株式の価額についての評価通達の取扱いには合理性があること、更正の請求については当初の申告に誤りがあることについて納税者側に立証責任があること、第三者に売却した代金について納税のために売り急いだという動機があるので課税時期の「時価」とは言えないこと等であった。

これらの理由については、それぞれ反論できるところではあるが、後発事由との関係では3番目の理由が問題となる。そもそも、取引相場のない株式については、市場価格があるわけでもないが、かといって評価通達の取扱いが常に正しいとは限らない。現に、国も、評価通達の評価額で取引相場のない株式の物納に応じようとしていない。してみると、取引相場のない株式の時価については、納税のために売り急がざるを得ない価値についても勘案されてしかるべきである。そして、その「時価」が第三者に売却という後発事由によって明らかにされたと考えることができるはずである。

所得税基本講座 必要経費を考える 第2章 30

■税理士　日高　大開

「事業性」に六つの要素 これらを総合的に考慮・社会通念で判定

「事業性」の判定要素（1）

あるビジネスが、所得税法上の「事業」に当たるか否かは、①営利性及び有償性の有無、②反復継続性の有無、③自己の危険と計算においてする企画遂行性の有無、その者が自己の危険と計算においてする③企画性・危険負担及び④精神的・肉体的労力の有無及び程度、⑤人的・物的設備の有無、⑥その者の職業・経験、社会的地位及び生活状況等を総合的に考慮した上で社会通念によって判定しなければならないとされます（前回参照）。そのため、まず上記①ないし⑥の各判定要素（以下、当講座では「事業性判定要素」といいます。）ごとに「事業」の性質を検討します。

(1)　営利性・有償性

どのような業種であれ、それが所得税法上の「事業」である以上、最低限の要件として対価性と有償性は認められなければなりません。それは、「事業」の包括規定である所得税法施行令第63条第12号に「前号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業」と規定していることからも明らかです。対価を得るということは無償でないということですから、「事業」に当たるということは、当然、有償ということになるわけです。

次に、「営利」とは、財産上の利益を目的として活動することをいいますから、ここでの「有償」とは、ある行為の結果に対してそれによって利益を得た者から償いを得ることをいうものと考えます。したがって、対価を得て行う行為であれば、通常、営利性と有償性が認められることになります。

しかし、例えば、そもそも儲からない仕組みとなっていたり、収入が僅少で連年赤字であるようなケースは、有償性は認めつつも、営利性は認められない又は乏しいと判定されるべきでしょう。なぜなら、「営利性」を目的で判定する場合、個人事業主の主観ではなく、客観性が優先される必要があるからです。したがって、「営利性」は、実際に利益を上げたという結果でその目的を認めることになるものと考えます。

(2)　継続性・反復性

上記(1)のとおり、同号は「継続的に行う事業」と規定しているのですから、「事業」である以上、継続性・反復性は必ずなくてはならない要素です。

毎日又は毎月取引をしている場合は当然のこととして、一年に一度の取引であっても、同種・同類の取引が毎年継続している場合には、継続性・反復性は認められます。逆に、一度フリーマーケットに出店した程度であれば、継続性・反復性を容易に認め難く、「事業」との認定には至らないでしょう。

また、契約期間などが定められている場合でも、実際にその契約に基づいた役務提供等がなされていない、又はその役務提供の事実を確認できない場合は、契約期間があるということをもって、継続性・反復性があるとまではいえないと考えます。

Kihara
Electric Appliance & Systems
木原興業株式会社
本　社
岡山市北区田町1丁目4番15号　〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表)　FAX(086)225-2250
支　店
大阪市・今治市

～なみを超えろ～
HSB
檜垣造船株式会社
代表取締役社長　檜垣宏彰
本　社　〒799-2111　愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所　〒104-0033　東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)
URL　http://www.higaki.co.jp/

躍進する井原グループ
綜合建設業
井原工業株式会社
代表取締役　井原　伸
三星道路株式会社
代表取締役　井原　司
本　社　〒799-0404　愛媛県四国中央市三島宮川4－2－18
電話（0896）24－4435(代)

裁決事例集 307

■編集部編

裁決のポイント

再調査審理庁が再調査決定書の謄本を税務代理人ではなく請求人本人の住所に、特定記録郵便で送達したことは適法で、不服申立期間が経過したことに国税通則法第77条第２項の「正当な理由」はないとした事例。

再調査決定書の謄本の送達適法性を認め審査請求を却下

審査請求人が、災害による申告等の期限延長申請をしたところ、原処分庁が、当該申請の却下処分をしたことから、請求人がそれを不服として再調査の請求をした。請求人は、再調査決定を経た後の原処分に不服があるとして、審査請求をした。これに対して国税不服審判所は、請求人の審査請求は、再調査決定に係る決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1カ月以内にされたものとは認められず、不服申立期間の経過後にされた不適法なものであるとして却下した（令和８年２月３日付、公表裁決）。

関係法令

(1)通則法第77条≪不服申立期間≫第２項は、審査請求は、通則法第84条≪決定の手続等≫第10項の規定による再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない旨規定し、そのただし書で、正当な理由があるときは、この限りでない旨規定している。

(2)通則法第84条第10項は、再調査の請求についての決定は、再調査の請求人に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる旨規定している。

事案の概要

被相続人は令和3年12月○日に死亡し、その相続が開始した。請求人は、被相続人の妹であり、唯一の法定相続人である。

請求人は、5年11月6日、原処分庁に対し相続税の申告書を提出し、新型コロナウイルスの影響などにより申告及び納付の期限を延長したい旨記載「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出した。なお、申告書と申請書には、請求人の住所（本件住所）が記載されていた。

原処分庁は、期限延長申請に対し、6年6月26日付でその申請を却下処分をした。原処分庁は同日、却下処分の通知書を、簡易書留郵便により本件住所に発送したところ、請求人は、同年7月4日、通知書をE郵便局の窓口で受け取った。

請求人は、同年9月28日、却下処分を不服として再調査の請求をした。

また、請求人は、同年10月25日、再調査審理庁に対し、F弁護士（本件代理人）を受任者として税務代理を委任する旨の税務代理権限証書を提出した。税務代理権限証書の「税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄には、「再調査請求にかかる一切の書類」と記載されていた。なお、再調査請求に係る再調査の請求書及び税務代理権限証書に記載された請求人の住所は、いずれも本件住所だった。

再調査審理庁は、再調査請求に対し、7年2月5日付で、再調査請求を棄却する旨の再調査決定をし、同月6日、再調査決定に係る決定書の謄本（本件謄本）を、特定記録郵便により本件住所に発送した。なお、特定記録郵便とは、「差し出した記録」と「追跡」を残せる日本郵便の郵便サービスで、受取人の郵便受箱に配達される（対面受取や受領印・署名は不要）。

本件謄本に係る郵便物の配達状況について、日本郵便のウェブサイトでは、7年2月6日午後6時14分にG郵便局が引受け、7日午前5時6分にE郵便局に到着し、同日午前11時29分に「お届け先にお届け済み」として本件住所に配達が完了したとされている。

請求人は、再調査決定を経た後の原処分に不服があるとして、7年3月10日に審査請求をした。なお、審査請求に係る審査請求書には、請求人が本件謄本の送達を受けた年月日が7年2月8日であると記載されている。

争点は、本件審査請求は、本件謄本の送達があった日の翌日から起算して1カ月以内にされたものであるか否か、および請求人が不服申立期間内に審査請求をしなかったことについて、通則法第77条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否か。

請求人の主張

再調査審理庁が、①税務代理権限証書に一切の書類を本件代理人が受領する旨記載されていたにもかかわらず、再調査決定書の本件謄本を請求人本人に送達したこと、②本件謄本の送達先を本件代理人に確認する義務があるにもかかわらずこれを怠ったこと、③特定記録郵便で本件謄本を送達したことから、本件謄本の送達は違法であり無効である。

審判所の判断

①再調査の請求人が書類の受領の代理権限を代理人に付与したとしても、再調査の請求人は、本件謄本を受領する権限を失わないというべきであり、②再調査審理庁において、代理人に送達先を確認する義務があると解すべき法令等の規定はなく、③郵便による送達については通常の取扱いによる郵便物としてなされたかによって送達の効力が左右されることはないから、本件謄本の送達は適法である。

また、請求人は前記事情に加え、本件謄本の現実の受領日を「送達があった日」と考えていたことから、国税通則法第77条第2項ただし書に規定する「正当な理由」がある旨主張する。しかし、請求人が本件謄本を確認してから不服申立期間が経過するまでには十分な時間的余裕があり、本件謄本が届いた日の把握も容易であったことを踏まえると、「正当な理由」があるということはできない。

注目の一冊

税務署に聞く前に読む 税務Q&A（令和8年版）

税理士 桜友会　編著

国税庁では、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談や、納付に関する相談については、税務署において面接相談を受け付けている。一方で、税務署で面接相談を受けるには、事前に相談日時等を予約する必要がある。

本書は、税務署へ相談する前に、何をどのように聞けばよいのか、その質問のポイントが分かるように構成。各項目では、国税ＯＢ（桜友会会員）が、分かりやすく、納税者目線で解説。

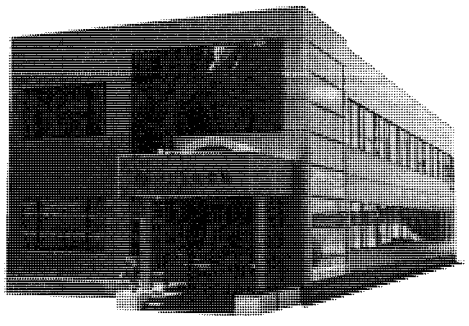
Ｑ＆Ａには、「納税者が死亡した場合の確定申告は？」「マイホームを譲渡したときは？」「事業用又は居住用の小規模宅地の特例とは？」「マンションの評価方法は？」「短期前払費用として損金算入できる場合は？」「退職所得の源泉徴収税額の計算のしかたは？」「免税事業者等からの仕入税額の一定割合を控除できる経過措置とは？」などを盛り込む。

税務署へ相談する前に確認をする、あるいは、クライアントへの説明用としても重宝される一冊。

Ｂ5判、２４４ページ。定価2970円（税込み）。お申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（℡03－3829－4141、FAX03－3829－4001）。



信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001　JQA－QM7681　認証登録
ISO14001 JQA－EM6007　認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役　三村　守毅

本　　社　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
八戸営業所　青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2　Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

創業　明治三十年
豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造　機械工具・工作機械販売
水戸工業株式会社
本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252－1211(大代表)

国税局エリア別

ふるさと納税の寄附額の多い自治体を探る

■ 編集部編　6

名古屋国税局管内で令和７年度のふるさと納税の寄附受入額が最も多かったのは名古屋市。約174億円で全国５位、県庁所在地の都市の中では、全国１位だった（２位は約143億円の宮崎市）。３年度のまでは上位20位圏外だったが、４年度が14位、５年度と６年度が７位と年々順位を上げ、７年度はトップ５にまで食い込んだ。

同市はふるさと納税による税収の流出額（住民税控除額）でも全国上位に入る。７年度の税収流出額は横浜市に次ぐ全国２位の約215億円に上った。かつて、大都市のほとんどがふるさと納税による寄附金集めに消極的だったが、ふるさと納税の普及により、税収の流出が看過できないレベルとなったことで、大都市の中にも返礼品を充実させるところが増えた。その代表格となる。

同市の返礼品の中で、人気が高いのが市内に本社を置く有名ブランドの健康・美容家電。ヘアドライヤー、

金シャチ募金、返礼品は名古屋城の年間入場券

名古屋国税局管内　**名古屋市**

ヘアアイロン、シャワーヘッド、シェイバー、マッサージ器などがそろう。

同じく市内に本社を置く鋳物調理器メーカーの各種調理器具も人気。また、手羽先唐揚げや味噌かつ、味噌煮込みうどんなど「なごやめし」の評価も近年高まっている。

同市を中心とする愛知県では、今年、アジア・アジアパラ競技大会が開催された。同市の寄附金モデルメニューの一つにあった同大会事業への活用を希望すると、返礼品として大会の公式ライセンスグッズや観戦チケットを受け取ることができた。

らしさがあふれる活用先としては、名古屋城天守閣寄附金（金シャチ募金）がある。名古屋城天守閣の復元では、城跡の本質的な価値の理解を促進するため、現代に残された豊富な資料に基づく、史実に忠実な木造復元を目指している。

金シャチ募金への寄附には、段階に応じた返礼品があり、寄附金額が１万5000円から５万円で１年間有効の名古屋城の年間無料入場券がもらえ、これが10万円になると２年間有効、50万円になると10年間有効、100万円になると30年間有効にまで延びる。このほか、５万円以上の寄附者は、石碑（設置場所未定）に氏名が刻まれる予定になっている。

税務調査と真実　29

■井東　圭

■すこし泣いてもいいかしら(1)

「なんだか次は、わたしの番かしら？」

神奈川の税務署で副署長を務める正木は、そう言うと微笑みながら、宴席にいる８名の顔を見回した。

７月退職をむかえる杉江良蔵のために、かつて同じ税務署で働いた者たちが、土曜の休日、慰労会を催している。

正午にスタートした会合では、杉江や、杉江の１期後輩の川上が、思い出深い調査の話を披露したのであった。

「いいですね、正木先輩の体験談、ぜひともお聞きしたいです」

一番若い岸が、元気に反応した。

正木は、川上の７期後輩。退職までの残りの年数を考えれば、女性職員のみならず、同期の中でも出世街道のトップを走っていると言ってよい。

だが、正木には偉ぶったところは一切なく、誰に対しても気さくに接する。そうした人柄が先輩ばかりか後輩までをも惹きつける。

「そうだね、私もぜひ聞きたいよ」

杉江が続ける。「正木さんは女性だから、大変な思いもしたことだろうね。

１９９０年に私は国税専門官として採用され、同期は全国で８００名ほどだった。採用後、最初に受けた研修は、当時、船橋にあった税務大学校で行われた。研修の班は27名で構成されていたが、女性はわずか3名。つまり、女性の割合は1割程度だったんだよ」

杉江の話を受け、川上が続ける。

「その頃であれば、国税専門官の女性採用が開始され10年は経っていたはずですが、それでもその程度でしたね。

私が特に印象深かったのは、税務大学校の研修を終え、税務署に初めて着任した日のことです。男性職員が圧倒的に多いとの印象を強く受けました。

当時の法人部門には、内部事務を行う一部門に半数程度女性職員がいたものの、調査を担当する部門となると、男性ばかり。6人程度の部門に、女性がいることの方がむしろ珍しかったですから」川上はしみじみと語った。

「ということは――」真顔の岸が、「さぞやご苦労話もおありでは」

「そうかしら……」

小首を傾げ、正木はとぼけて見せた。

正木が国税専門官として採用された頃の状況は、杉江や川上の頃とさほどかわらない。

国税庁における女性採用割合は年々増加しているが、5万6千人の組織全体でみた女性割合が30％程度になるのは、平成27（２０１５）年度以降である（国税庁ホームページ「国税庁70年史」）。つまり、今からわずか10年ほど前のことなのだ。

他業種などと比較すれば、なおもその割合は低いと言えるだろう。

こと調査部門に目を転じれば、依然として女性職員の割合は低い。

税務調査では、会社の社長や事業主と丁々発止のやり取りを繰り広げることも避けられない。そうした仕事の厳しさもあってか、かつては男性中心の職場であったのも事実である。

そんな世界に正木はみずから飛び込み、これまで様々な調査案件をこなしてきた。正木の言外に込められたものは、奥が深かった。

「これからお話するのは、ちょうど私が女の本厄33歳のときに手掛けた案件なの。だからうん十年前ね」

声を出さすただ破顔して見せた。

「業種は、なんですか？」

「岸君が好きな〝ピンク〟よ」

「いきなりピンクですか!?」

ピンクとは、水商売の隠語である。

税務署内で長く用いられている管理帳票、通称「税歴」は、紙挟み形式のもので、その縁取りは業種ごとに色分けされている。「水商売」はまさにピンクに塗られており、そう呼ばれている1つのゆえんでもある。

「ひょっとして、あの渋谷の事案ですか？」きょうの集まりに参加し、これまでずっと黙っていた国税局資料調査第二課で総務課長補佐の黒須が発した。

「そうよ、黒須君と一緒に行った例の事案」

黒須は大きく頷くと、

「正木さんが初チーフを務めた事案ですね。たしかに、いろんな意味で刺激フルな事案でした」眉根を寄せた。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和６年度における石油ガス税の課税額**になります。

答え＝ A B 億円

ナンプレの予想難易度：8

5		7			1			8
	1				8	6		
		A	5		7	3		2
		1		9				
8				5				1
				2		8		
4		9	6		5			
		3	4				5	
6		B	3			4		9

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞11月15日（日）

前回の答え 3 0 9 場

おかげさまで、当金庫は
創立90周年を迎えます。
いちい信用金庫
理事長　川口　敏男
本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL(0586)75－6201(代)

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ
税務の申告と相談は
税理士法人 上坂会計
公認会計士 税理士　上坂　朋宏　　税理士　片川　長州
税理士 行政書士　倉田　一寿
今立事務所　〒915-0256 福井県越前市赤坂町４号１番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所　〒918-8025 福井県福井市江守中２丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所　〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

青申会北部九州ブロック大会を開催

福岡局の藤山局長が講演



一般社団法人全国青色申告会総連合（伊藤升吾会長）と北部九州青色申告会連合会（梅原祐治会長）主催の第62回（令和8年度）青色申告会北部九州ブロック大会が10月2日、長崎市のサンプリエール長崎で開催された。

全青色の役員や北部九州3県内の各青申会の役職員、来賓として福岡国税局の藤山智博局長ら幹部、友誼団体の代表、長崎県・市の関係者などが出席した。

第1部では、坂本博文長崎県青申連会長の開催地県連あいさつ＝写真＝に続き、藤山局長が「税務行政の現状と課題」と題して記念講演を行った。次いで、大村青申会の平野旅人会長と長崎青申会の江下素子女性部長がそれぞれ大会宣言と令和9年度税制改正要望に関する決議を読み上げ採択した。

第2部では、伊藤全青色会長の主催者あいさつなどの後、綿貫豊全青色専務理事が「時代の流れに沿った青色申告運動を推進しよう」のテーマで中央情勢について報告した。

区民まつりで税金クイズ

板橋青申会

東京・公益社団法人板橋青色申告会（大戸孝宏会長）はこのほど、2日間にわたり板橋区民まつりに参加した＝写真。

同会では、毎年恒例となっている子ども向け税金クイズを行い、次代を担う子どもたちが、租税の意義や役割を正しく理解し、納税、その使い道に関心を持ってもらうよう、公益事業として、区民への租税教育の推進活動を行った。参加した親子は、クイズに熱心に取り組んでいた。



当日は、板橋税務署の幹部をはじめ、関連団体の役職員も協力した。

会場ブースでは、大勢の区民が立ち寄り、青色申告の特典や、記帳方法など、興味深く質問する姿も見受けられ、大盛況のうちに幕を閉じた。

青年部会宇摩大会を開催

愛媛県法連 80人が参加

愛媛県法人会連合会青年部会宇摩大会（愛媛県伊予三島税務署管内）がこのほど、四国中央市の土居町文化会館で開催され、県内各地の青年部会員約80人が参加した＝写真。



本大会は、同連合会青年部会の各単位会が毎年持ち回りで開催しており、連絡協議会や交流事業を通じて会員相互の連携強化と親睦を図ることを目的としている。

当日は宇摩青年部会（森高大輔部会長）が企画した体験型謎解き脱出ゲームが行われ、単位会の垣根を越えて協力しながら親交を深めた。また、交流会では土居町名産の芋炊きを囲み、余興も行われ、会場は終始和やかな雰囲気に包まれた。参加者は親睦を深めるとともに、今後の青年部会活動への意識を高める有意義な大会となった。

税の絵はがき審査会を開く

王子法人会女性部会

東京・公益社団法人王子法人会女性部会（玉嶋和代部会長）はこのほど、北区の北とぴあで第17回「税に関する絵はがきコンクール」の審査会を開催した＝写真。



当日は審査員として、王子税務署の大溪芳彦署長、北区のやまだ加奈子区長、東京都北都税事務所の中満正志所長ら税務署、区、都税事務所、北区教育委員会の幹部が出席した。

管内の小学4～6年生から作品を募集し、今年は4年生10枚、5年生230枚、6年生751枚の合計991枚の応募があった。審査の結果、王子税務署長賞、北区長賞など各賞7点と入選10点が選ばれた。受賞者には11月13日開催の納税表彰式で賞状が授与される。

キャッシュレス納付推進を宣言

近江八幡納税協会・納貯連

滋賀・近江八幡納税協会（二橋省之会長）および近江八幡納税貯蓄組合連合会（尾賀康裕会長）共催による「キャッシュレス納付推進宣言式」がこのほど開催され、大阪国税局の段林雅也徴収部長が来賓として出席した＝写真。

宣言式では、同納税協会の梅次昌光個人・納税部会長が「地域一体となってキャッシュレス納付の利用拡大を進め、納税者の利便性向上と地域経済の生産性向上に貢献し続けることをここに宣言します」と力強く宣言文を読み上げた。

さらに、商工会議所や金融機関などの共同宣言者がキャッシュレス納付推進やDX推進について意気込みを述べるなど、気運の高まりを感じられるイベントとなった。



金沢署がキッズフェスに参加

税金クイズなど

金沢税務署（出仙秀信署長）はこのほど、金沢法人会青年部会主催の「KANAZAWA KID'S FES2026」に参加し、昨年に引き続きブースを出展した＝写真。



税務署ブースでは、「うんこ税金ドリル」のゲームコンテンツ体験コーナーや税金クイズを実施し、子どもたちは楽しみながら税について学んでいた。ブースは終始にぎわいを見せ、マイナちゃんやイータ君も応援に駆け付け、子どもたちとの触れ合いを通じてイベントを盛り上げた。

キッズフェスには多くの来場者が訪れ、子どもたちが税を身近に感じ、その役割への理解を深める有意義な時間となった。

GI山形清酒が10周年で記念イベント

仙台局 基調講演や交流会を開催

仙台国税局（河口健児局長）は10月16日、本年、山形県の清酒が、都道府県単位として全国初の地理的表示（ＧＩ）「山形」の指定を受けて10年を迎えることから、「ＧＩ山形清酒10周年記念イベント」を開催した＝写真。



当日は、酒類販売業者や料飲業者のほか一般応募による参加者、約370人が来場した。

第１部では、県酒造組合特別顧問の小関敏彦氏による基調講演のほか、山形の蔵元と山形酒伝道師によるトークイベントを実施した。ＧＩ山形認定までの歩みや山形の日本酒の魅力、今後の展望について語られ、参加者は熱心に耳を傾けていた。

第２部では、県内の42蔵の銘柄のほか、県と県酒造組合が開発したオリジナルブランド「山形讃香」の試飲ができる交流会が開催され、参加者は、山形清酒のレベルの高さと蔵の個性を楽しみながら蔵元との交流を深めた。

会場は終始にぎわいをみせ、ＧＩ山形清酒の10周年という節目を祝うとともに、その魅力を改めて体感する機会となった。

ご贈答に、全酒協の「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

＼＼こんな時に「ビール共通券・清酒券」を！／／

贈答品 「香典返し」「内祝い」等に
プレゼント 「就職祝い」「退職祝い」等に
景品 「ゴルフ大会の景品」等に



ビール２本券 ￥960（非課税）



清酒特撰券 ￥2,880（非課税）



缶ビール２缶券 ￥575（非課税）



清酒上撰券 ￥2,470（非課税）

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、『有効期限』が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】

◎全国酒販協同組合連合会(全酒協) 登録番号関東財務局長 第00090号／一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は 20 歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。